

「世田谷らしい更なるごみ減量施策  
について」

答 申

世田谷区清掃・リサイクル審議会

平成26年8月

## 目 次

<b>第 1</b>	<b>はじめに</b> . . . . .	1
1	環境負荷の拡大・深刻化の防止に向けて	1
2	ごみ減量の必要性	1
3	国及び区における計画の策定	3
<b>第 2</b>	<b>世田谷区のごみの排出状況</b> . . . . .	4
1	区のごみ減量の実態	4
2	家庭ごみの組成分析	5
3	資源回収量とリサイクル率	6
<b>第 3</b>	<b>現在の区のごみ減量・リサイクルの主な施策</b> . . . . .	6
1	環境学習の推進	6
2	ごみの排出抑制	7
3	事業者主体の取り組みの促進	8
<b>第 4</b>	<b>世田谷区の地域特性</b> . . . . .	9
1	面積・人口	9
2	人口動態	9
3	土地利用	10
<b>第 5</b>	<b>諮問に対する審議の視点</b> . . . . .	10
1	普及啓発の強化	11
2	分別の徹底	11
3	家庭系ごみの有料化	12
<b>第 6</b>	<b>ごみ減量施策に対する提言</b> . . . . .	13
1	普及啓発の強化	13
2	資源化可能物の分別の徹底	15
3	家庭系ごみの有料化	16
<b>第 7</b>	<b>その他の検討課題</b> . . . . .	16
1	事業系廃棄物の排出指導と許可業者への移行	17
2	拡大生産者責任の徹底に向けた国への法改正の働きかけ	17
3	事業者へ発生抑制の働きかけ	17

【資料編】(本編末尾)

# 第 1 はじめに

世田谷区清掃・リサイクル審議会は、平成 25 年 3 月 12 日に区長から「世田谷らしい更なるごみ減量施策について」の諮問を受け、世田谷区の現況や国等の廃棄物対策の動向などを踏まえる中で、約 1 年半にわたり、精力的に審議を重ねてきました。審議は、世田谷区の地域特性から見た利点や課題を抽出する中で、身近な環境問題から地球規模の問題にも視点を置きながら進め、今般、世田谷区の特徴を活かした更なるごみ減量施策について審議会としての考え方を取りまとめました。

## 1 環境負荷の拡大・深刻化の防止に向けて

今、地球規模の問題となっている地球温暖化や大気汚染などの影響を最小限に抑えるためには、今のエネルギー利用のあり方を見直し、環境に配慮した省エネルギー社会にシフトすることが必要です。

区から排出されるごみの発生量を削減することで、その処理過程で使用する電気・ガスなどのエネルギーの削減が図れます。

さらに、ごみの収集・運搬・焼却処理過程等で発生する CO<sub>2</sub> の発生を抑えることにより、温室効果ガスを削減し地球温暖化の進行を食い止め、環境への負荷が低減できます。

ごみの減量は、良好な環境を将来の世代に引き継ぎ、持続可能な社会を形成していくため、単なる物質的な豊かさや利便性を追求するのではなく、区民一人ひとりが、ごみの発生・排出抑制に目を向け、不要なものを持たない、買わない、ものを大切に暮らす方に転換していくことが必要であり、ひいては地球環境を守ることに繋がります。

## 2 ごみ減量の必要性

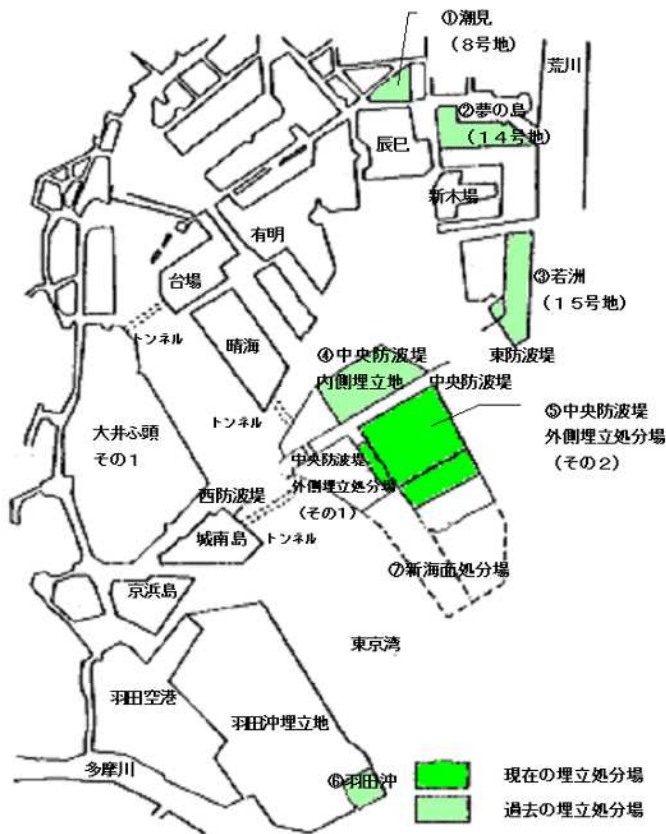
### (1) ごみ処分場延命

現在、東京都が設置・管理する東京湾中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場では、東京 23 区で発生する一般廃棄物の処理残さや、下水汚泥など都市施設廃棄物、都内の企業が排出する産業廃棄物を埋立処分しています。

埋立作業が行われている新海面処分場は、東京 23 区の最後の埋立処分場であり、残された貴重な埋立処分場を 1 日でも長く使用するため、一層ごみの減量に努める必要があります。

「ごみれば 2014」より一部抜粋

図 1 - 1 都の埋立処分場



**過去の埋立て処分場**

- 8号地[江東区潮見]
- 14号地[江東区夢の島]
- 15号地[江東区若洲]
- 中央防波堤内側埋立地
- 羽田沖

**現在埋立て中の処分場**

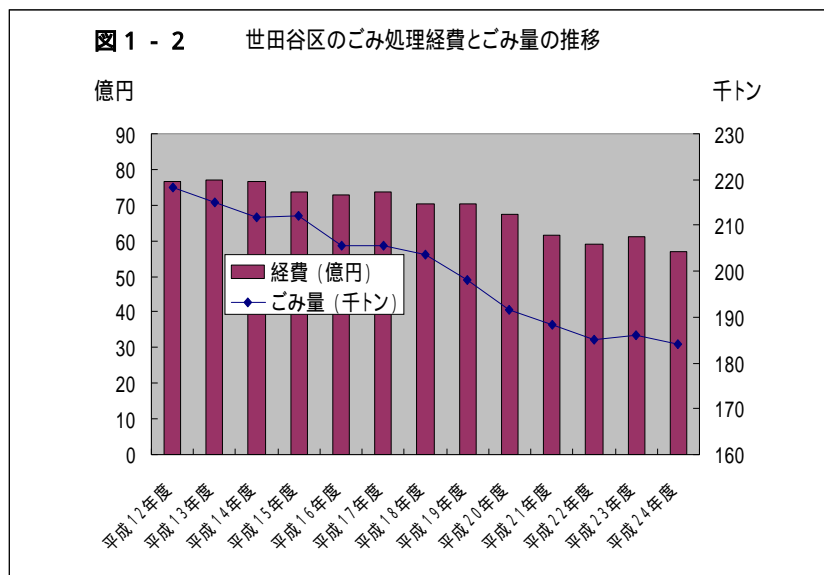
- 中央防波堤外側埋立処分場
- 新海面処分場

東京都環境白書 2013

(2) ごみ処分費用削減

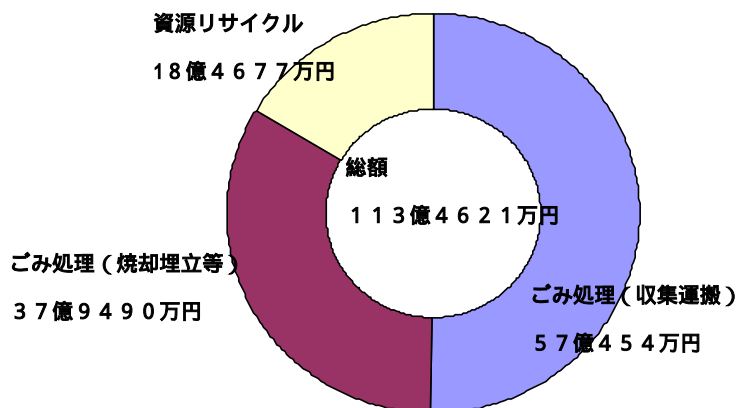
世田谷区のごみの減量に伴い、区のごみ処理経費は、図 1 - 2 のように減少していますが、更なるごみの発生・排出抑制により、ごみの収集・運搬にかかるごみ処理経費を一層削減することができます。

世田谷区の財政状況は依然厳しい状態が続いています。今後、財政への需要は高齢者福祉や子育て支援、災害対策などへの比率が高まっていく傾向は避けられず、そうした状況において、ごみ処理経費を削減するためには更なるごみの減量に向けた取組みが必要です。



清掃・リサイクル部資料

図 1 - 3 平成 2 4 年度処理経費



清掃・リサイクル部資料

平成 2 4 年度の区のごみの処理や資源のリサイクルにかかった経費は、113 億 4 6 2 1 万円となっています。そのうち収集運搬と焼却埋立等を合わせたごみを処理するための経費は、9 4 億 9 9 4 4 万円となり、全体の 8 3 . 7 % の経費がかかっています。区民一人当たりの経費としては、年間 1 3 , 1 8 6 円となります。

### 3 国及び区における計画の策定

#### (1) 国における計画の策定

国において平成 2 5 年 5 月に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルより優先順位が高い「2 R (リデュース・リユース) の推進」、<sup>1</sup>「使用済製品から有用金属の回収と水平リサイクル」等の高度なリサイクルの推進」などをするとしています。

#### (2) 区における計画の策定

世田谷区においては、「環境基本計画」との整合性を図りながら、「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの発生・排出抑制に重点を置き、ごみそのものを減らす施策を展開してきましたが、ごみの減少傾向は近年横ばい状況であり、更なるごみの減量施策の展開が求められています。

区では、今後 2 0 年間の世田谷区の将来展望を描く「基本構想」が平成 2 5 年 9 月に策定され、これには「環境に配慮したまちをつくる」<sup>2</sup>など今後の目標や理念を九つのビジョンとして掲げています。この「基本構想」を受け、平成 2 6 年 3 月には今後 1 0 年間の区政運営の基本的指針となる

\*1 水平リサイクル: 品質の劣化を伴わないリサイクル (アルミ缶 アルミ缶、ペットボトル ペットボトル等)

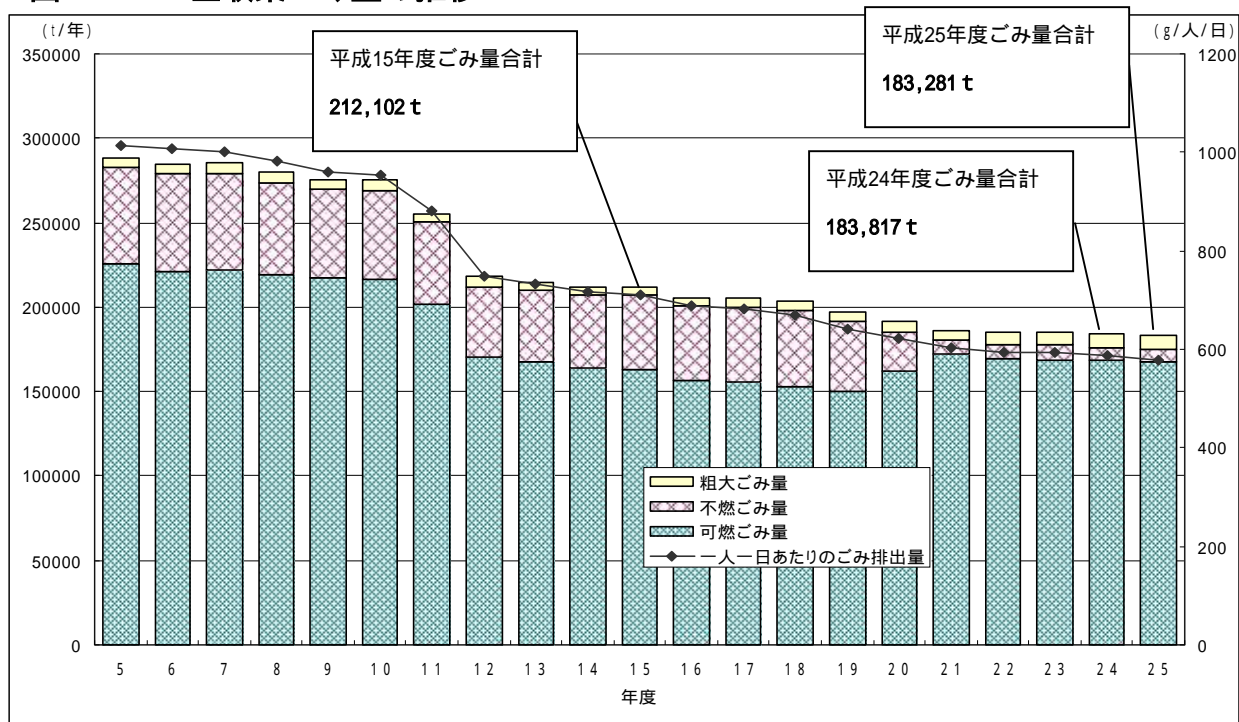
\*2 環境に配慮したまちをつくる: 地球環境の問題も意識し、エネルギーの効率的な利用と地域内の循環、再生可能エネルギーの拡大、ごみの抑制、環境にやさしい自転車や公共交通機関の積極的な利用などを進めていく。(一部抜粋)

「基本計画」が策定され、行政の各分野別政策として「快適で暮らしやすい生活環境の創造」\*3が謳われています。

こうした中において、清掃・リサイクル分野においても、新たな「一般廃棄物処理基本計画（平成27年～36年度）」を平成26年度末の策定に向け進めており、この計画において世田谷の地域特性を踏まえたごみ減量施策の充実を盛り込むこととしたことから、本諮問が行われました。

## 第2 世田谷区のごみの排出状況

図2-1 区収集ごみ量の推移



### 1 区のごみ減量の実態

世田谷区清掃・リサイクル事業概要 2014

平成12年（2000年）には資源分別回収を全区展開するなど、世田谷区はごみの減量やリサイクルに取り組み、ごみの収集量は図2-1のように大幅に減少しました。

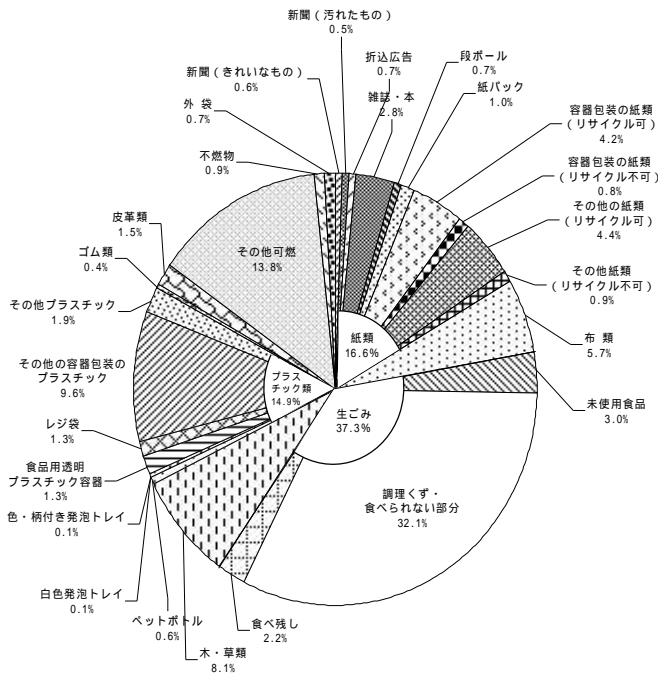
平成25年度の可燃、不燃、粗大を合わせたごみ量は全体で183,281t、一人が1日に出すごみ量は579gとなっており、前年度と比較すると536t、約0.3%減となっています。そのうち可燃ごみは約0.5%減、不燃ごみは約1.6%減、粗大ごみは約5.2%増となっています。全体で10年前の平成15年度と比較すると約14%減少しており、着実にごみ減量の取り組みの効果は表れていると思われませんが、ここ数年減少傾向ではあるものの、横ばいの状況となっています。

また、平成20年度に廃プラスチックのサーマルリサイクルを実施したため、可燃ごみと不燃ごみの割合の変更が生じました。

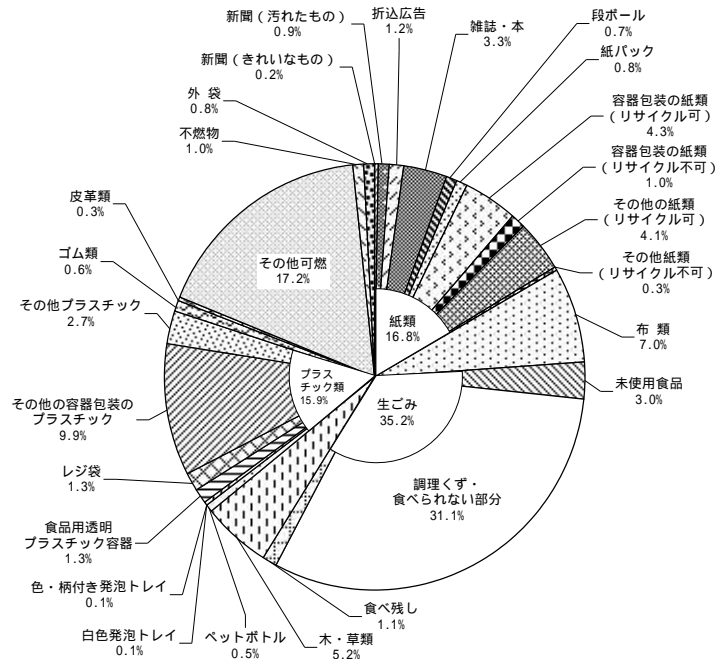
\*3 快適で暮らしやすい生活環境の創造：環境に配慮したライフスタイルの転換、ごみ減量と循環型社会の形成など（一部抜粋）

図 2 - 2 家庭ごみの組成分析調査

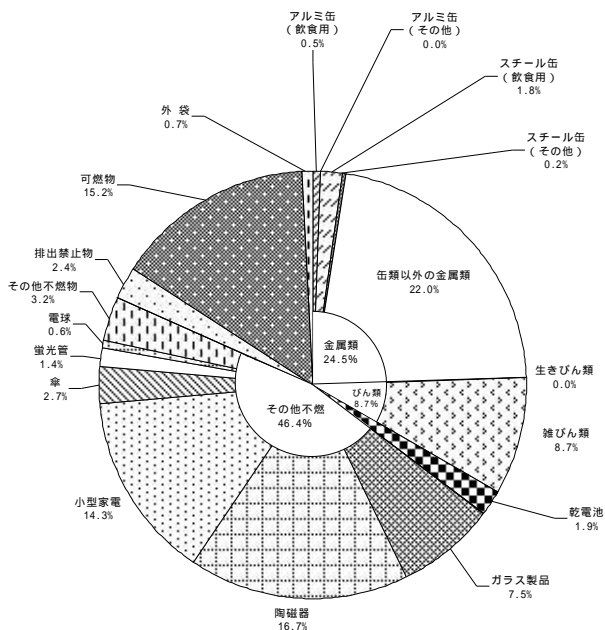
可燃ごみの組成 (H 2 4)



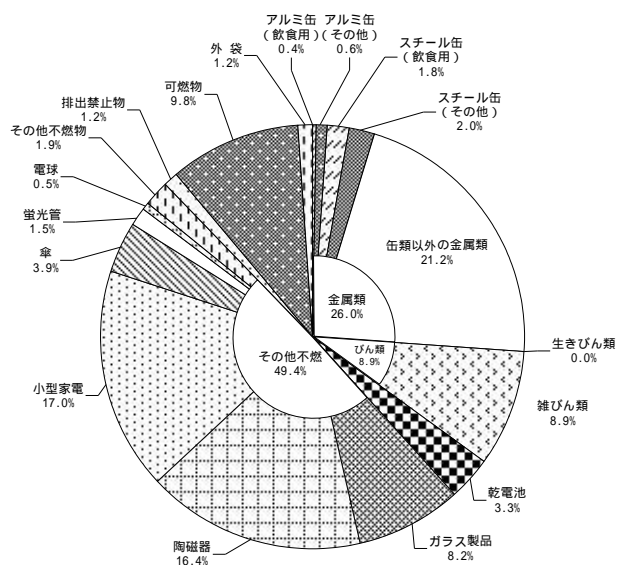
可燃ごみの組成 (H 2 5)



不燃ごみの組成 (H 2 4)



不燃ごみの組成 (H 2 5)



平成 2 4 ・ 2 5 年度版 家庭ごみ組成分析調査及び家庭ごみ計量調査報告書

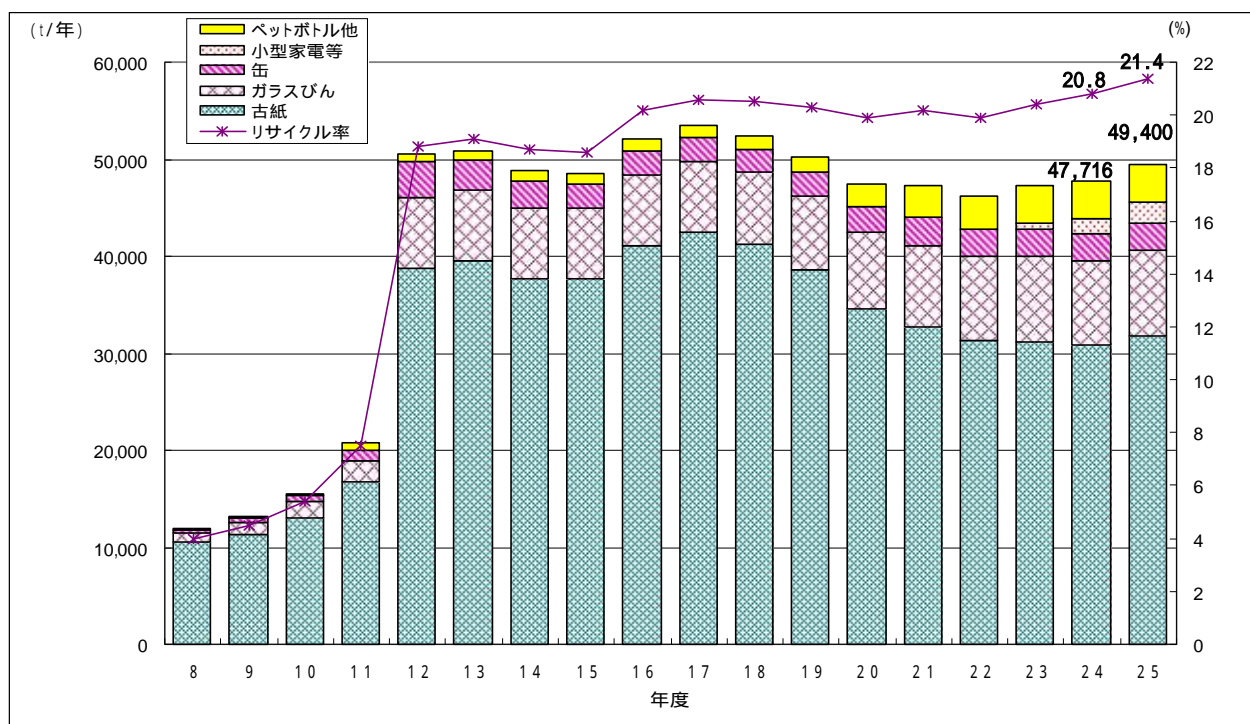
## 2 家庭ごみの組成分析

ごみの組成を見ると、図 2 - 2 のように可燃ごみと不燃ごみにはそれぞれ、資源として区が回収ルートをもつ資源化可能物が含まれていることがわかります。



可燃ごみに含まれる紙類やペットボトル等の資源化可能物の割合は、平25年度では、24%となり、前年度より1.4ポイント増加しています。不燃ごみについては、11.6%となり前年度より0.2ポイント減少しています。

図2-3 資源回収量とリサイクル率の推移



世田谷区清掃・リサイクル事業概要2014

### 3 資源回収量とリサイクル率

資源回収量は、図2-3のように平成25年度では、49,400tとなり前年度より1,684t増加しています。リサイクル率については、前年度より平成25年度では、21.4%となり前年度より0.6ポイント増加しています。

## 第3 現在の区のごみ減量・リサイクルの主な施策

### 1 環境学習の推進

#### (1) 普及啓発

各種広報媒体を活用するほか、以下のような行政以外の主体とも連携した普及啓発の取り組みを行っています。

- ・「資源・ごみ収集日お知らせメール」配信サービス
- ・「ごみ減量・リサイクルハンドブック」の作成・発行
- ・「資源とごみの分け方・出し方（日本語・英語・中国語・ハングル版）の作成・発行
- ・リユースショップ利用促進リーフレットの作成
- ・区内大学、事業者と連携した取り組み
- ・ごみ減量・リサイクル推進委員会による区民への排出マナー向上の啓発



## (2) 環境学習

幼稚園、保育園、小学校等の環境学習への講師派遣を行っています。また、ガラスびんの資源化施設「資源循環センター リセタ」と隣接する世田谷清掃工場とのセット見学を設けるなど、波及効果の高い環境学習を推進しています。

- ・児童向け啓発リーフレットの作成・発行
- ・環境学習用清掃車「カティ」の活用

## (3) 普及啓発施設の活用

「エコプラザ用賀」、「リサイクル千歳台」において、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rの普及啓発を図っています。

- ・ごみ減量・リサイクルに関する講座・講習会の開催
- ・家具や傘・玩具の修理講習会等

## 2 ごみの排出抑制

### (1) 区民による資源化推進

#### 区民主体の資源回収の支援

行政回収から区民主体の資源回収への移行を促進するため、区民の主体的な缶、びん、古布等の資源回収活動を支援し、地区回収\*4等への排出を呼びかけています。

#### 生ごみ減量の促進

可燃ごみの約35%を占める生ごみの減量に向け、リーフレットの配付やNPOと連携し、生ごみ堆肥化講習会等を実施しています。

- ・生ごみ堆肥化・省エネ調理講習会
- ・生ごみカラット減量講座

### (2) 行政による資源化推進

#### 食品用透明プラスチック容器、色・柄付き発泡スチロール製食品トレイとペットボトルキャップの拠点回収\*5

回収した良質なプラスチックについては、区独自の処理ルートにより、新たなプラスチック製品又は原材料に再生しています。

#### ペットボトルの集積所回収

集積所より回収したペットボトルを「容器包装リサイクル法」に基づき処理しています。

\*4 地区回収:町会・自治体、集合住宅などの団体が区の資源回収とは別に家庭から出た資源を自主的に回収する活動ある集団回収の一つで、特定の地域全体や集合住宅全体で取り組むもの。

\*5 拠点回収:区役所や総合支所などの公共施設で資源回収をする拠点回収は、廃食油を平成5年から開始し、現在紙パック等7品目で実施している。

### **粗大・不燃ごみの資源化**

更なる資源化への取組みとして、平成23年10月からは、収集した粗大ごみの中から金属分を含む製品を選別し、有価物として売り払う取組みを開始し、更に、平成24年8月からは、不燃ごみとして出された小型家電製品に含まれる有用金属等の資源化の試行を開始しました。

### **回収ボックスによる小型電子機器の回収**

集積所から収集した不燃ごみに含まれる小型電子機器など金属分の資源化とともに、平成25年4月には携帯電話などレアメタルを含む有用金属含有比率の高い12品目の回収ボックスを各総合支所（5箇所）に設置しました。平成26年4月には更に回収ボックスの設置場所を10箇所に増設しました。

### **蛍光管の資源化**

水銀によるリスク軽減や適正処理に向けての取組みとして、不燃ごみの資源化選別作業の際に蛍光管等をピックアップし、排出量の把握とともに適正処理の試行を行っています。

### **資源持ち去り対策**

資源を集積所から持ち去る行為への対応については、平成15年12月、清掃・リサイクル条例を改正し、資源の持ち去り行為の禁止を規定しました。違反者に対する罰則を設けるなどの対策を強化し、民間警備会社のパトロール、職員パトロールを行い、違反者に対しては禁止命令の後に告発を行っています。

## **3 事業者主体の取組みの促進**

### **(1) 店頭回収の促進**

「ごみ減量・リサイクルハンドブック」等に店舗での回収情報やレジ袋不使用等の取組み事例を掲載するなど、自主的な取組みの促進を図っています。

### **(2) 事業系リサイクルシステムの利用促進**

小規模事業所などから排出される古紙などの資源を、区内リサイクル事業者が回収する「事業系リサイクルシステム」\*6の利用促進を図るため、広報等の支援を行っています。

\*6 事業系リサイクルシステム：世田谷リサイクル協同組合と区が協力して構築した事業系一般廃棄物のリサイクルシステム。区の廃棄物処理手数料より低料金で利用できる。

## 第4 世田谷区の地域特性

今回の諮問である「世田谷らしい更なるごみ減量施策について」の審議にあたり、世田谷区の特徴を活かしたごみ減量施策を提案するため、世田谷区の特徴についてまとめました。

### 1 面積・人口

面積は、約58km<sup>2</sup>、東京23区内では、大田区に次いで2番目の広さで、最も小さい台東区の約6倍となっています。

人口は、平成26年(2014年)1月1日現在(住民基本台帳)では約86.8万人(日本人約85.3万人、外国人約1.5万人)、世帯数は約45.2万世帯となり、東京23区中第1位であり、いくつかの県をも超える大規模な自治体となっております。人口密度は、約1.5万人/km<sup>2</sup>と東京23区では中位となっています。

また、65歳以上の高齢者の総人口に占める割合(日本人のみ)は、平成16年と平成26年と比べると16.8%から19.8%と上昇しており、着実に高齢化が進行しています。

世帯別では、単独世帯が全世帯の約半分を占めています。

今後の人口は、当面増加傾向が続き、平成35年には約87.3万人(日本人のみ)と見込まれ、外国人登録をしている方の割合もゆるやかに増加すると見込まれます。

#### 地域別の世帯構成等について

- ・北沢・世田谷地域の都心に近いエリアでは、20～30代の単独世帯の流入が多い。
- ・世田谷地域では、単独世帯が多く、高齢者が少ない。
- ・北沢地域では単独世帯や高齢者が多い。
- ・玉川地域は核家族世帯が多く、高齢者が少ない。
- ・砧地域は、核家族世帯が多い。
- ・烏山地域は単独世帯や高齢者が多い。

### 2 人口動態

毎年人口の約1割弱の人数が転入・転出するなど人口の流動も活発であり、平成23年中の転入者は約6.1万人、平成24年中では約6.3万人、都内の社会増加(転入数-転出数)をみると、都内で世田谷区が最も多

くなっています。平成23年度の社会増加内訳では、19歳の増加が最も高く、転入超過は20代が大半を占め、その他の年代は概ね社会減となっています。

世田谷区に住む「働く若者世代」は都心に近いエリア（世田谷・北沢）に住み、その人口の入れ替わりは早くなっています。

また、世田谷区には大学が多く（13校）、学生が多いことも特徴です。

### 3 土地利用

土地利用では、建物棟数において専用住宅が67.3%と最も多く、集合住宅をあわせた住居系建物棟数が全建物棟数に占める割合は約87%で、これに住商併用を合わせると約94%となり、住居系利用で占められ住宅地としての特徴が色濃くなっています。また、三軒茶屋、下北沢、二子玉川など駅周辺や幹線道路・沿道には、商業系の土地利用が集中しています。

区内産業においては、多様な小売業やサービス業が多いのが特徴ですが、最近では高齢社会の進展に伴い医療や福祉、健康サービス業が増加傾向です。

区内の緑被率は、22.9%（平成23年度調査）となっており、東京23区内においては比較のみどりの多い区です。しかし近年、貴重な地域の環境資源であるみどりも、農地の宅地転用の加速等もあり、緑化施策等に力を入れているものの、緑被率は減少傾向です。

## 第5 諮問に対する審議の視点

「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、リサイクルに比べ高い優先順位に位置づけられる2R（リデュース・リユース）の充実を図ることを方針として掲げています。

まず廃棄物となる物を抑制しようというリデュースと、そのままの形で再使用しようというリユースを優先することが重要であるとしています。

また、更なるごみの減量を推進していくためには、これまでの清掃・リサイクル施策に加え、広域な収集規模、人口増、人口流動性、高齢者・単独世帯の若者の生活様式、戸別・集合住宅の住居形態、事業所構成など、それぞれの地域の実情に応じたごみ減量施策の工夫が必要であり、区民一人ひとりが環境に配慮した社会の実現を意識し、ライフスタイルを見直すことが求められています。

そこで審議会はこれらを踏まえ、ごみ減量に向け効果的と考えるごみの排出や環境保全に向けた意識啓発の強化、資源とごみの分別、家庭系ごみ処理の有料化を重要な視点として捉え、以下のとおりまとめました。

## 1 普及啓発の強化

### 【 現 状 】

ごみの減量・資源化に向けて、様々な媒体（区HP・広報紙など）を通じて、区内在住の方や事業者の方に普及啓発活動を行っています。

ごみを発生させない取組み（リデュース）、物を再使用する取組み（リユース）の2Rが重要と捉え、重点的に取り組んでいます。

1人1日あたりのごみの排出量については、ここ数年横ばい状態です。

### 【 課題抽出 】

より一層のごみ減量を推進するためには、ごみの分別・2Rの理解度を深める必要がありますが浸透していません。

ごみの減量に向け2Rを推進していく中で、その先にある目標（環境負荷の軽減、経費の削減など）を分かりやすくしていく必要がありますが十分とはいえません。

## 2 分別の徹底

### 【 現 状 】

単独世帯用のアパート（マンション）や大規模集合住宅においてはごみの分別が徹底されていない所も見受けられます。

転入してくる単身若年者が多く、ごみの排出ルールが徹底されておらず、現場の収集職員が排出指導に行っても、日中は不在のため個別の指導が実施できていません。

平成25年度の家庭ごみの組成分析調査によると、可燃・不燃ごみの中にはまだ多くの資源化可能物が含まれており、可燃ごみに含まれる資源化可能物のうち紙類は14.6%含まれており、可燃ごみ量から推測すると、資源化可能な古紙などは1年間に24,476t、1日に79t排出されていることとなります。資源化可能な古紙などを全て資源回収に排出すると1日あたり可燃ごみの清掃車（小型プレス車）10台分となります。

### 【 課題抽出 】

ごみの排出ルールがわからない・守らない人、分別を意識していない人がいることからごみの分別徹底が不十分で、可燃・不燃ごみの中に資源化可能物が含まれている状況が発生しています。このことから、ごみの排出指導の強化が必要です。

### 3 家庭系ごみの有料化

#### 【 国・他自治体の動き 】

##### 国の動向

平成17年5月に改正された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されました。

また、上記方針に、国の役割として「市町村及び都道府県への技術的及び財政的な支援に努めるなど」と定められたことに基づき、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」が作成されました。

##### 他自治体の動向

家庭系ごみ処理の有料化を導入している市町村の割合は年々上昇傾向にあり、平成24年度では、全国の約6割の市町村が実施しています。

##### 東京都の動向

東京都が策定した「東京都廃棄物処理計画」において、「家庭から排出される一般廃棄物の排出を抑制するためには家庭ごみの有料化が有効な施策のひとつ」とされており、都は、「東京都全体の共通課題として、既に有料化を導入している市町村の減量効果やリバウンドの有無、戸別（各戸）収集などの併用施策の取組状況を調査・分析するとともに、導入を検討している区市町村と実施済みの区市町村との情報交換の場を設定するなど、積極的に導入の支援を行っていく」こととしています。

平成26年2月現在、東京都の市区町村における家庭系ごみ処理の有料化は、約4割の25市町が実施しています。そのうち、多摩地域においては約8割の市町が導入しています。

##### 東京23区の動向

現時点では、東京23区の中で家庭系ごみ処理の有料化を実施している区はありません。

#### 【 課題抽出 】

家庭系ごみ処理の有料化の実施に当たっては、清掃事業を東京23区共同で行っていることによる東京23区間の調整、ごみの不適正排出の防止、不法廃棄物の増加への対応、収集方法の工夫など、検討すべき課題があります。



## 第6 ごみ減量施策に対する提言

前項において掲げた三つの視点について以下のとおり提言します。

### 1 普及啓発の強化

区はごみの減量に向けて、これまで様々な普及啓発活動を行ってまいりましたが、1人1日あたりのごみ排出量は横ばいの状況が続いています。

更なるごみ減量に向けては、区民の排出ルールの徹底が必要です。

そのためには、将来の生活者の中心となる子どもや若者だけでなく広く一般区民を対象として集中的に、2Rによるごみの発生・排出抑制を促進するための情報提供や普及啓発活動を行う取組みが効果的です。

#### (1) 環境教育の推進

まずは親や地域住民が率先して排出ルールを守り、幼稚園・保育園や小学校などの幼少期からの環境教育や道徳教育、環境関連施設の見学等の活動などが効果的な普及啓発につながると考え、以下のとおり取組みをまとめました。

ごみをきちんと分けて出すことを徹底していくためには、子どもが小さい頃から継続的に学校、地域、親からごみの排出ルールを学び続ける取組みが必要です。

ごみ減量について興味を持たせ、どのようにしたらごみ減量ができるかを考えてもらうために、子どもとともに家族で参加できるごみ施設（ごみ処分場、焼却場、バイオエネルギー工場等）の見学会や親子で参加できるイベント実施等による、環境学習（ごみ減量・資源循環の学習等）の啓発を行う必要があります。

現在の教育現場でのごみ減量・資源の環境学習に加え、資源を活用することを強調した子どもの環境学習を進めるために、より一層教育委員会と連携強化をしていくことが必要です。

世田谷区には二つの清掃工場が所在しており、その一つには区の資源化施設（リセタ）が併設されています。その他区内にはいくつかの清掃・リサイクル関連施設があります。さらに広く一般の区民が環境問題への理解を深めるため、これらの清掃・リサイクル関連施設の見学会を区主催で行う取組みなども有効と思われます。

#### (2) イベント等を通じた普及啓発

ごみ分別・減量意識が低い人をメインターゲットにした、より強い動機付けを行い、ごみ問題に関心のない人を振り向かせるための周知を行

う必要があると考え、以下のとおり取組みをまとめました。

民間企業が広告を作るときの手法や世田谷で生まれ育った在住の有名タレントや著名人などの起用による楽しませる2Rに関連したごみエコイベントを実施するなど、企業や区内の事業者と協力してごみ問題について関心を向かせるきっかけ作りを行う必要があります。

世田谷区内の地域特性である一人世帯が多い、人口の流動性が高い、若者が多い、ベッドタウンとしての住宅地であることなどの状況に着目し、インパクトのある2Rの理解度を深めるための啓発キャンペーン等を地域・地区単位で開催することが望ましいと考えます。

### (3) 若年層への周知の徹底

世田谷区は、大学生を含め若者の転入者が多い状況となっています。

これら若者の多くは区広報に無関心なことから情報が伝わりにくく、あまりごみの排出ルールを知らないと思われるため、周知方法が課題と考え以下のとおり取組みをまとめました。

ごみ減量の必要性、2Rやごみ排出ルールの理解が特に若者に浸透するように、区広報・HP等で一定の時期にごみ排出ルール等を継続的に周知する必要があります。またこれらとともに、幅広い住民の啓発をめざし、衣替え・転入時期などに区の広報紙の特集号を発行することや転入者には「ごみ減量・リサイクルハンドブック」の配付を徹底することが効果的と考えます。

より使いやすいインターネット、メール、ツイッター、スマホアプリ、動画配信などのメディアを活用し、ごみ分別、ごみ出しQ&Aなどによるごみ情報の周知を充実させることが必要です。

また、大学生を含む若者のごみ減量への意識を高めるために、若者自らが啓発に取り組むことも効果的です。例えば「エフエム世田谷」で放送している大学生制作番組を活用したごみ減量の普及啓発や、商店街等のイベントに参加してもらい、ごみ排出ルールをまとめたリーフレットを配付してもらうなどが考えられます。

ごみの発生抑制や資源循環の意識を高めるため、ごみ減量目標値を設定することや、若者だけでなく広く区民に対して、どのくらいごみを減らせば、どれだけ二酸化炭素の排出量を減らすことができ、この結果ごみ処理経費がどのくらい削減されるのかがわかるなどの「見える化」が効果的です。

区内大学生（特に新入生）にごみ減量について理解してもらうために、ごみの排出ルールなどの説明を新入生オリエンテーションに組み込んでもらったり、区の出前講座等や「ごみ減量・リサイクルハンド

ブック」等の配布などを繰り返し行う必要があります。

## 2 資源化可能物の分別の徹底

ごみ減量に向けては、ごみと資源化可能物との分別の徹底が必要不可欠です。

世田谷区への転入者や集合住宅、単身者向けアパート住民の多くは、ごみの分別の仕方が分からない方も多いと思われるので、この方々にごどのように周知すれば実践してもらえるか、具体的な取組みを以下のとおりまとめました。

ごみの組成分析調査を活用して、家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみには紙類などの資源化可能物がまだ多く含まれていることや、これらを資源ごみとして出せば、ごみ量がこれだけ減るといった具体的な数値で示すことなどを繰り返しPRすることが効果的です。

外国人も含め住民に対し、資源化可能物について、分かりやすく、具体的に表示した写真や図などを集積所に掲示したり、見てすぐ分かるような広報、リーフレット等による周知の工夫が必要です。これらのリーフレット等を作成するに当たっては、区民の方々の意見を聞きながら、誰もが理解しやすいものを作成することが重要です。

古着・古布類はリサイクルできるにもかかわらず、可燃ごみとして捨てられることが多くなっています。古着・古布類を回収することは、ごみの減量につながります。区と区民が連携して更に自主的回収を促進させる仕組みづくりが必要です。

集合住宅、単身者向けアパートでは、ごみの分別が徹底されていないことが多くなっています。家主や管理会社が住民に対し適切な指導や周知ができない場合などには、町会・自治会等の地域住民の協力を得て、居住者の在宅時に分別の徹底についてリーフレット等を活用し、ごみの排出ルールを説明してもらうなどの仕組みづくりが必要です。

世田谷区は緑被率が高くみどりが豊かな区です。現状は剪定枝や落ち葉はごみとして焼却されていますが、剪定枝などを堆肥に加工することでごみ減量が図れます。また加工した堆肥をイベント等で無料配布することで環境問題の意識付けが期待できます。みどりの多い世田谷区としては、みどりごみの資源化の取組みを行うべきです。また交流のある自治体と連携して堆肥の加工をすることも考えられます。

新たな資源化技術(バイオエネルギーなど)の情報を収集し、導入の可能性を検討する必要もあります。また、今後の容器包装リサイクル法の改正動向を踏まえる中で、資源回収品目の拡大を検討することも考えられます。

出張所・まちづくりセンターの地区ごとには、区民の立場からごみ減量に関する啓発活動を行っているごみ減量・リサイクル推進委員がいま

すが、必ずしもごみ問題に精通している方ばかりではありません。ごみ減量・リサイクル推進委員の方がより一層、充実した活動ができるよう、ごみ問題に関する知識を得るための研修等を行うことが効果的です。

### 3 家庭系ごみの有料化

家庭系ごみ処理の有料化は、ごみの発生の抑制、ごみの再生利用の推進、ごみの排出量に応じた負担の公平性の確保、住民の意識改革などを通じてごみの減量の効果が期待できることから、全国的にも既に約6割の自治体で導入されており、有効な施策であると考えます。

導入する場合は、有料化が成功した他自治体の事例などを踏まえ、料金体系の設定、資源化を促進する環境整備や戸別収集などの施策と併せて実施する必要があると考えます。

しかし、東京23区の清掃事業は、現在ごみの収集運搬を各区が行い、ごみの中間処理を東京23区が設立した「東京二十三区清掃一部事務組合」で共同処理を行っており、世田谷区が有料化を実施するためには、23区全体で分担金の負担など様々な事項について調整する必要があります。

さらに、円滑な導入に当たっては、以下のような課題が考えられます。

説明会の開催や区広報による情報提供など十分な説明を行い、区民の理解と協力が得られることが前提となります。

空き地等へのごみの不法投棄を防止する策や不法投棄しにくい環境を整備する必要があります。

戸別収集は、ルール違反をする排出者を特定しやすくごみの排出に関する意識向上を図ることができますが、世田谷らしさの一つである良好な住宅地において、集積所の清掃などを通し培ってきた近隣コミュニティの希薄化に拍車がかかる懸念や収集運搬費用が相当な増加になります。

家庭系ごみ処理の有料化導入については、以上のことを踏まえたうえで環境負荷の削減効果、可燃ごみ・不燃ごみ・資源の収集頻度の見直し等を総合的に評価検証し、慎重に判断することが必要です。

しかしながら、今後は、論議が避けられないことから、他区とともに家庭系ごみの有料化の導入に向けた議論を始めることを提案します。

## 第7 その他の検討課題

審議会では、普及啓発、資源化可能物の分別の徹底、家庭系ごみの有料化の3つの課題のほか、以下の課題についても検討しました。

## 1 事業系廃棄物の排出指導と許可業者への移行

事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業系廃棄物については民間業者による収集への移行が望ましいと考えます。

また、新聞・雑誌・段ボール・シュレッダーくず・缶などの資源についても、現在民間で実施している「事業系リサイクルシステム」の利用者を拡大し、自己処理を促進すべきです。

そのためには、事業者への案内の強化等について、事業者団体などと連携し、取り組んでいくことが重要です。

## 2 拡大生産者責任の徹底に向けた国への法改正の働きかけ

生産者は自らの責任を製品の使用後まで拡大する拡大生産者責任を徹底する必要があります。

このため、平成25年8月に、特別区長会は国に対して、次の方策を講じるよう容器包装廃棄物のリサイクル法の改正を求める緊急要望を行いました。

再商品化だけでなく、収集・運搬、選別・圧縮等に係る経費についても、事業者が適切に負担すること。合わせて消費者、事業者及び自治体が連携してリサイクルを推進できるよう、三者の役割分担を明確化すること。

製造・販売事業者による自主回収の拡充など、事業者責任を一層強化していく取組みを推進すること。

容器包装の発生抑制に繋がるよう、事業者責任の強化・明確化を図ること。

また、平成25年12月には、世田谷区議会としても同趣旨の意見書を国に提出しました。

今後とも、拡大生産者責任の徹底に向け、引き続き他自治体とも連携するなどして、国に強く法改正を要請していくことが必要です。

## 3 事業者へ発生抑制の働きかけ

スーパー、コンビニエンスストア、小売店が商品を販売する場合、商品の過剰包装を事業者に抑制してもらうなど、ごみの発生抑制の取組みの働きかけをすることが必要です。

リサイクルしやすい製品の開発等について、業界団体への働きかけが必要で

フードチェーン全体で、食品ロスの削減に向けて、商品取引の慣行の

見直しをする働きかけが必要です。

スーパー等でレジ袋がタダでもらえると思い、必要以上に持ち帰っている人たちに、ごみの減量がなぜ必要かを理解し意識を変えてもらうことに効果的であるレジ袋の有料化（５～１０円ぐらい）を事業者へ働きかける必要があります。